

## ○阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領

	平成17年11月1日阪神高速細則第26号
改正	平成18年4月14日阪神高速細則第7号
改正	平成19年3月30日阪神高速細則第20号
改正	平成19年10月1日阪神高速細則第35号
改正	平成20年6月30日阪神高速細則第8号
改正	平成20年9月30日阪神高速細則第12号
改正	平成21年6月30日阪神高速細則第9号
改正	平成22年11月19日阪神高速細則第11号
改正	平成23年7月1日阪神高速細則第10号
改正	平成27年6月30日阪神高速細則第4号
改正	平成27年7月31日阪神高速細則第6号
改正	平成31年3月26日阪神高速細則第6号
改正	令和元年6月30日阪神高速細則第8号
改正	令和2年12月18日阪神高速細則第9号

### (競争参加停止)

第1条 社長は、阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第7条第2項に規定する有資格業者（以下「有資格業者」という。）が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について競争参加停止を行うものとする。

2 社長が競争参加停止を行ったときは、契約責任者（阪神高速道路株式会社経理規程（平成17年阪神高速規程第8号）第7条第1項第5号に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）は、阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）の工事、設計、測量、ボーリング、調査、試験等（以下「工事等」という。）及び購入、借入れ、製造、加工、修理、運送、保管等の請負又は委託契約（以下「契約」という。）のため当該契約に係る競争参加資格の認定又は競争参加者の指名を行うに際し、当該競争参加停止に係る有資格業者の競争参加資格を認定し、又はその者を競争参加者に指名してはならない。また、当該競争参加停止に係る有資格業者の競争参加資格を現に認定し、又はその者を現に競争参加者に指名しているときは、当該競争参加資格の認定又は当該競争参加者の指名を取り消すものとする。

3 阪神高速道路株式会社グループ会社管理規則（平成17年阪神高速規則第13号）第2条に該当する会社が同規則第10条の規定に基づく業務を実施する場合については、この要領の規定にかかわらず、別に定めることができる。

### (社長への上申等)

第2条 本社の部長及び室長（阪神高速道路株式会社組織規程（平成17年阪神高速規程第3号。）第19条に規定する室長及び監査役室長をいう。）、事務所長、建設事業本部長、管理本部長並びに神戸管理・保全部長（以下「部長等」という。）は、自らの所掌に係る業務に関し、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その事実及び状況を調査の上、競争参加停止に関する意見を付して社長に上申しなければならない。

2 前項の事案について責を負うべき下請負人があることが明らかであるときは、当該下請負人についても併せて上申するものとする。

3 部長等は、前2項の規定により上申した事案について、当初の上申と異なった事実が明らかとなったときは、速やかにその事実及び状況を社長に報告しなければならない。

### (下請負人及び共同企業体に関する競争参加停止)

第3条 社長は、第1条第1項の規定により競争参加停止を行う場合において、当該競争参加停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人に係る競争参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、競争参加停止を併せ行うものとする。

2 社長は、第1条第1項の規定により共同企業体について競争参加停止を行うときは、当該共同企

業体の有資格業者である構成員（明らかに当該競争参加停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体に係る競争参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、競争参加停止を併せ行うものとする。

3 社長は、第1条第1項又は前2項の規定による競争参加停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該競争参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、競争参加停止を行うものとする。

（競争参加停止の期間の特例）

第4条 有資格業者が一の事案について別表各号の措置要件の二以上に該当するときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ競争参加停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における競争参加停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の競争参加停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍、別表第2第11号に該当することとなったときは、2.5倍）の期間とする。

一 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る競争参加停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（競争参加停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

二 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第11号までの措置要件に係る競争参加停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第11号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 社長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び次条第1号から第3号までの規定による競争参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、競争参加停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 社長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える競争参加停止の期間を定める必要があるときは、競争参加停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月）まで延長することができる。

5 社長は、競争参加停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で競争参加停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第2第11号に該当し、かつ、当初の競争参加停止期間が満了しているときは、当初の競争参加停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の競争参加停止期間を控除した期間をもって、新たに競争参加停止を行うことができる。

6 社長は、競争参加停止の期間中の有資格業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について競争参加停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する競争参加停止の期間の特例）

第5条 社長は、第1条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより競争参加停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を競争参加停止の期間の短期とする。

一 談合情報を得た場合又は役員若しくは社員（会社の使用人をいう。以下同じ。）が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該事案について談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、別表第2第5号、第8号、第10号又は第11号に該当したとき。それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第11号に該当したときは、2.5倍）の期間

二 別表第2第4号から第11号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者（独占禁止法第7条の3第2項各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第11号に該当する有資格業者にあつ

ては、2.5倍)の期間

三 別表第2第4号から第6号まで又は第11号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の適用があったとき(前2号に掲げる場合を除く。)。それぞれ当該各号に定める短期の2倍(別表第2第11号に該当する有資格業者にあつては、2.5倍)の期間

四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号から第6号まで又は第11号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。)。それぞれ当該各号に定める短期に1か月(別表第2第11号に該当する有資格業者にあつては、1.5か月)加算した期間

五 社員又は他の公共機関の職員(以下「社員等」という。)が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該社員等の容疑に関し、別表第2第7号から第11号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。)。それぞれ当該各号に定める短期に1か月(別表第2第11号に該当する有資格業者にあつては、1.5か月)加算した期間

(競争参加停止の措置対象区域の特例)

第6条 社長は、有資格業者が別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当する場合において当該有資格業者の安全管理の措置の不適切な程度を勘案し、所管する区域の一部を限定して競争参加停止を行うことができる。

2 社長は、別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当し、競争参加停止の期間中の有資格業者について、安全管理の措置に関し勘案すべき特別の事由が明らかとなったときは、当該有資格業者について競争参加停止の措置対象区域を変更することができる。

(競争参加停止の通知)

第7条 社長は、第1条第1項若しくは第3条各項の規定により競争参加停止を行い、第4条第5項の規定により競争参加停止の期間を変更し、若しくは前条第2項の規定により競争参加停止の措置対象区域を変更し、又は第4条第6項の規定により競争参加停止を解除したときは、当該有資格業者に対し、遅滞なく、それぞれ競争参加停止通知書(別記様式第1)、競争参加停止期間(及び)措置対象区域変更通知書(別記様式第2)又は競争参加停止解除通知書(別記様式第3)により通知するものとする。ただし、社長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 社長は、前項の規定により競争参加停止の通知をする場合において、当該競争参加停止の事由が会社の発注した工事等(以下「会社発注工事等」という。)に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

3 社長は、第1条第1項の規定により競争参加停止を行い、第4条第5項の規定により競争参加停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により競争参加停止を解除したときは、契約責任者にその旨を通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 契約責任者は、競争参加停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ社長の承認を受けたときはこの限りでない。

(下請等の禁止)

第9条 契約責任者は、競争参加停止の期間中の有資格業者が工事等を下請し、又は再受託することを承諾してはならない。

(競争参加停止に至らない事由に関する措置)

第10条 社長は、競争参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(競争参加停止の承継)

第11条 合併等により競争参加停止の期間中の有資格業者から営業を実質的に承継したと認められる有資格業者は、当該競争参加停止の期間中の有資格業者の競争参加停止措置を承継するものとする。

附 則

この細則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成18年4月14日阪神高速細則第7号）

この細則は、平成18年4月17日から施行する。

附 則（平成19年3月30日阪神高速細則第20号）

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月1日阪神高速細則第35号）

この細則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日阪神高速細則第8号）

この細則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年9月30日阪神高速細則第12号）

この細則は平成20年10月1日から施行し、同日以降に契約手続を開始するものから適用する。

附 則（平成21年6月30日阪神高速細則第9号抄）

1 この細則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成22年11月19日阪神高速細則第11号）

この細則は、平成22年11月22日から施行する。

附 則（平成23年7月1日阪神高速細則第10号）

この細則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成27年6月30日阪神高速細則第4号）

この細則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成27年7月31日阪神高速細則第6号）

1 この細則は、平成27年8月1日から施行する。

2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第100号）の施行日前の違反行為であって、この細則の施行日以後に審決がなされたものに係る競争参加停止の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月26日阪神高速細則第6号）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月30日阪神高速細則第8号）

この細則は、2019年7月1日から施行する。

附 則（令和2年12月18日阪神高速細則第9号）

この細則は、令和2年12月25日から施行する。

別表第1（第1条、第4条、第5条、第6条関係）

事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載)	
1 会社の発注する工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書、競争参加資格審査資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
(過失による粗雑工事等)	
2 会社発注工事等の施行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
3 近畿地区（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県をいう。以下同じ。）の地域内において、会社以外の者の発注した工事等（以下「一般工事等」という。）の施行に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上3か月以内
(契約違反)	
4 第2号に掲げる場合のほか、会社発注工事等の施行に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
5 会社発注工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
6 一般工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上3か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)	
7 会社発注工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内
8 一般工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2か月以内

別表第2（第1条、第4条、第5条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が会社の役員及び社員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。（以下「代表役員等」という。））	4か月以上12か月以内
ロ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	3か月以上9か月以内
ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」と	2か月以上6か月以内

<p>いう。)</p> <p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が近畿地区の地域内の他の公共機関の役職員等に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p> <p>3 次のイ又はロに掲げる者が近畿地区の地域外の他の公共機関の役職員等に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p>	<p>内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 近畿地区の地域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第11号に掲げる場合を除く。)</p> <p>5 会社発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき(第11号に掲げる場合を除く。)</p> <p>6 近畿地区の地域外において、他の公共機関が発注した工事等に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(第11号に掲げる場合を除く。)</p> <p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>7 次のイ又はロに掲げる者が発注した工事等に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第11号に掲げる場合を除く。)</p> <p>イ 近畿地区の地域内の公共機関</p> <p>ロ 近畿地区の地域外の公共機関</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から3か月以上12か月以内</p> <p>刑事告発を知った日から1か月以上9か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上12か月以内</p>
<p>8 会社発注工事等に関し、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第11号に掲げる場合を除く。)</p> <p>9 他の公共機関の発注に係る工事等に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第11号に掲げる場合を除く。)</p> <p>10 会社発注工事等に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>(重大な独占禁止法違反行為等)</p> <p>11 会社、国土交通省又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等が発注した工事等に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなっ</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3か月以上12か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から3か月以上12か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から4か月以上12か月以内</p> <p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6か月以上36か月以内</p>

<p>たとき（当該工事等に、その契約金額が国の政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用基準額以上であるものが含まれる場合に限る。）。</p> <p>イ 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。</p> <p>ロ 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （建設業法違反行為）</p>	<p>内</p>
<p>12 近畿地区の地域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
<p>13 会社発注工事等に関し、建設業法の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。  （不正又は不誠実な行為）</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上9か月以内</p>
<p>14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
<p>15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>

- 様式第1 略
- 様式第2 略
- 様式第3 略